

# 議会改革検討委員会審議結果報告

議会改革検討委員会でこれまで検討、審議されてきました内容につきましてご報告申し上げます。

## 1. はじめに

議会改革検討委員会は、本市議会をより活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指し、今後の議会のあり方及び当面の諸課題について検討することを目的に、昨年2月23日、各党派と無党派代表議員10人の委員で構成され、設置されたところであります。

それ以来、本委員会を17回開催し、委員を介して全議員から提出された127項目の議会改革検討項目の審議を行ってまいりました。

本委員会では、検討項目について、出来るものから速やかに実行していくことを念頭に置き、一つずつ、自由闊達な意見を出し合い、また、各委員が納得のいくまで話し合い、慎重に審議されてきたところであります。

昨年5月20日には、市長から私、議会改革検討委員会委員長あてに、「議会改革に向けての提言」として、①議会として、「住民の声」を聴くシステムの構築、②議会の情報をより分かりやすく住民に伝えるシステムの構築、③本会議や委員会等における「形式主義」にこだわらない改革を、④「監視型議会」から「実行型議会」への期待の4項目を柱に、議会を通じて、「住民の声」がこの街の「現実」と「次の世代」をしっかりと創っていけるような改革の「覚悟ある実行」を、議会に対して期待するとして提言をいただきました。

この提言につきましては、全議員から提出されました議会改革検討項目にすべて含まれているということから、その時々において参考としながら、議会改革検討項目の意見集約分類表に沿って順次検討していくこととしました。

また、昨年7月30日におきましては、平成18年に県議会レベルでは全国で初めて議会基本条例を制定され、議会改革に先進的に取り組まれています三重県議会の高沖議会事務局次長を講師として招き、「議会改革について」というテーマで議員研修会を開催したところであります。

本委員会ではまず、全議員から提出されました議会改革検討項目を、①議会運営申し合わせ事項、②議会基本条例に関する事項、③その他の事項に分類しまして、それぞれの検討項目ごとに慎重に審議をしてきたところですが、2月15日に開催されました第17回議会改革検討委員会をもちまして、②議会基本条例に関する事項を除いて、一通りの審議がされたところであります。

このようなことから、本日、本委員会での議会改革検討項目におけるこれまでの審議結果につきまして、ご報告申し上げます。

## 2. 議会改革の提言について

本委員会におきまして、検討・審議した結果、全員の意見が一致したものにつきましては、議会改革の提言として、議長に提言書を提出いたしました。

### 提言① 採決にあたっての賛否について、議員氏名の公表について

議員としての議案等に対する賛否の重要性や説明責任を再認識する上で、必要であると考えられることから、議案等に対する議員個人の賛否の公表を市議会だよりに掲載するものであります。

この提言につきましては、昨年6月定例会から実施されているところであります。

### 提言② 本会議における議会事務局職員による議案等の朗読の省略について

予算等の提案説明のあり方を再検討していく中の一つとして、現在、本会議で行われている議会事務局職員の議案等の朗読については、「松阪市議会会議規則第36条議案等の朗読」の「議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる」規定に基づき、行われていたが、提案説明と重複することを考慮し、本会議の議事進行の効率化を図るため、原則として、議会事務局職員による議案等の朗読を省略するというものであります。

この提言につきましては、昨年6月定例会から実施されているところであります。

### 提言③ 一般質問の方式について

議会運営の申し合わせ事項では、「1回目の質問・答弁は登壇して行い、総括質問・答弁とする。2回目からは議員は質問席、理事者は自席で行い、一問一答方式も認める」となっていたが、一般質問のあり方として、傍聴者に分かりやすく行うという観点から、総括方式、一問一答方式、分割方式の3つの方式を、質問者の意思により決定すること。また、質問者は、新様式の通告書と一般質問の冒頭で、3つの方式のうち、どの方式で行うのかを通告するというものであります。

この提言につきましては、昨年9月定例会から実施されているところであります。

### 提言④ 議長、副議長選挙における立候補制導入について

これまで、会派代表者会議にて候補者が選出されてきていることから、議長、副議長選挙における決定までのプロセスを公開し、候補者の所信表明を含めた立候補制を導入することにつきまして、次回から実施していただくよう、議長に提言したところであります。

### 提言⑤ 議員の審議会等委員への就任辞退について

議員が市長の諮問機関である各種審議会等へ委員として就任することについては、当該審議会等において、当該委員1人の意見が議会全体の意見とみなされるなど、過去の議会運営の中でも問題が生じていたことから、また、行政実例では、議決機関の構成員たる議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは、自治制度の根本理念に反することとなり、不相当とされていることや、全国市議会議長会においても「議員の審議会等への参画の見直し」に関し、「議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反する」とされており、多くの自治体においても、議員の審議会等への参画を取りやめる事例もあり、減少傾向にあることから、議員が市長の諮問機関である各種審議会等へ委員として就任することについては、法令の定めによるものなどを除き、白紙に返し、次期選任・改選時からを目途に、辞退すること。また、市長に対して、参画を辞退することとなる審議会等については、議会と執行機関との情報の共有化を図るため、開催に関わる情報の事前周知や審議資料の提供を求めるとともに、報酬等の重複支給についての必要な調整措置規定を報酬条例等に設けるよう要望することについて、検討していただくよう、議長に提言したところであります。

### 提言⑥ 決算審査のあり方について

これまで、決算審査については、会派から委員を選出し、決算調査特別委員会を設置して審査が行われてきたところでありますが、予算審査における各常任委員会への分割付託のように、全議員が審査に参加できるよう工夫すべきとの意見があることから、決算審査については、全議員による特別委員会を設置し、現在の各常任委員会の委員を構成員とした各分科会に分担送付することにより、決算と予算の一連した審査を行うことができ、より充実した審査が期待できると考えられることから、特別委員会・分科会方式で審査すること。また、決算審査における議員間討論の導入や分科会方式による分科会長報告の調製を公開で行うことなどについても、合わせて検討していただくよう、議長に提言したところであります。

### 3. その他の検討項目結果について

続きまして、議会改革検討委員会において、慎重に検討・協議がなされたものの、委員全員の意見が一致せず、継続審議中となっている検討項目、または、議会基本条例の検討の中で議論することになっている検討項目につきましては、今後、引き続き議論していくことになりました。

#### (1) 本会議・委員会の開催時間について

市民目線等を考慮すると、朝9時からとするべきではないかという意見に対して、昭和23年の時点から会議規則で10時からと決められている。8時半や9時が市民目線という根拠は全くなく、早いほど市民目線に寄り添っているとは一概には言えない。現行の10時に対する説明責任を果たすことが市民目線となるのではないかなどの意見があり、行政側の議会会期中における市民対応を踏まえ、もう少し、時間をかけて検討していくことになりました。

#### (2) 会期の見直しについて

現行の会期では、年度末における日切れ法案などにかかる議案が審議されずに、形式的な専決処分での承認となってしまうことから、通年型議会にするなど、改善をする必要がある。また、現行の窮屈な審議日程ではなく、じっくりと質疑の機会が確保できるような体制を整えていくべきではないかなどの意見に対して、会期を通年型あるいは三重県議会のように年2回にすれば、専決処分が原則なくなり、また、ゆったりとした質疑等の時間も確保できるが、そうすることによる問題点等も精査する必要がある。議会の根幹に関わる問題でもあり、ある程度時間をかけて議論していく必要があるなどの意見があり、今後、引き続き検討していくことになりました。

#### (3) 審議の順番の改善について

陳情、請願の審議は他の議案のあとに行われているが、市民から直接提出されているということから、関係者や傍聴者に配慮し、先に審議してはどうか。陳情、請願の日を1日設けて集中的に審議してはどうかなどの意見に対して、ある程度、市民目線という視点から考えれば、先に審議することが、市民に対する優しいやり方になる。1日設けて集中的に審議することについては、検討する期間が足りないのではないかなど。また、三重県議会では請願等や議論の少ない議案等については、より柔軟な運用を行うこととしていることから、参考にしてはどうかなどの意見があり、会期の見直しと同時に、議会基本条例の検討の中で再度議論していくことになりました。

#### (4) 提案説明のあり方について

目を通せば分かることは読まずに、説明を省略する。朗読型の説明ではなく、説明しようとしている予算議案の議決の必要性を議員が納得できるよう訴える

ようなプレゼンテーション型とする。できるだけモニター画面を使い資料を見せる。配付資料を充実するなどの意見に対して、基本的には簡単なものを省略するのは理解できるが、プレゼンテーション型やモニター画面の使用については、議事録という視点でいくと数値等を読み上げる必要もあり、そのようなことも検証しながら、進めていかなければならない。提案説明を朗々と早口でされては理解しづらい。ネットへの掲載や概要版の配付などによる資料提供をしていただきたい。三重県議会のように事前説明会を開いていただければ解決できるのではないかなどの意見があり、予算説明資料の事前配付も含め、理事者側と協議しながら検討していくことになりました。

#### (5) 答弁のあり方について

朗読型答弁はやめ、議員も努力が必要だが、理事者側にもできるだけ自分の言葉で述べていただく工夫をお願いする。理事者側にも、ある程度主体性を発揮できるような状況を作るために、反問権を付与してはどうかとの意見に対して、朗読型の答弁については、議事録に残ることもあり、やむを得ない部分もあるなどの意見があり、理事者側に対して、朗読型にならないよう、また、省ける部分については省くよう努めていただくことを要望していくことになりました。

また、反問権の付与については、乱用されることによる質問時間の問題や、どこまで与えるかなど、難しい問題があり、慎重に研究もしながら議論していく必要があるとの意見があり、議会基本条例の検討の中で議論していくことになりました。

#### (6) 議長による議会招集について

議会招集請求権を積極的に行使するという意見に対し、現在、全国市議会議長会でも、議長に議会招集権を付与するということを地方自治法へ組み入れていこうという話もあり、やがて地域主権戦略会議の中で法制化されて出てくると思われることから、議論を先送りした方がいいのではないかとこの意見があり、国の動向も視野にいれながら協議していくことになりました。

#### (7) 政策討論会及び議員間討論のあり方について

議員相互間の自由討議による討論会の実施という意見に対し、議案の審議の中で、議員間討論の必要性を感じている。それぞれのテーマをそれぞれで設定して、議員同士で意見交換をするというのは不可能である。問題を持ってはじめて討議ができるのであって、自由討議はなかなか難しいなどの意見があり、議会基本条例の検討の中で議論していくことになりました。

#### (8) 質疑、質問のあり方について

一般質問の時間については、ある議会で質問の時間を確認したら平均35分ほどであったことから、答弁を除く質問時間を35分前後にしてはどうかという意

見に対して、答弁が非常に長く、質問時間だけにした方がいいのではとの意見もあるが、議会運営上難しいのではないかと。以前は質問時間が自由であったが、質問内容を精査して、およそ答弁を含めて50分程度にまとめるような質問をすることは議員の責務であるということから、現行の50分になった。質問時間を自由にすると、会期の問題もあり、自由にすべきではない。現行の答弁を含む50分で何ら問題なくスムーズに行われているなどの意見があり、現行通り、答弁を含めて50分とすることで確認されました。

委員会における質疑については、かなり長く質疑される委員もおり、時間制限をするのはどうかとの意見に対し、自由だからどれだけしてもいいということではなく、中身が大事である。議員として一定の節度は持つべきであり、時間制限をするのがいいとは思っていない。委員として整理して質疑していくのは当然のことであり、あとは委員長が裁けばよいのではとの意見がありました。

また、決算調査特別委員会での質疑は総括方式であるが、常任委員会では委員によって一問一答式であったり総括式であったり整理されていないのではとの意見に対し、委員の判断でやっていただくのが一番いいのではとの意見があり、委員個人の選択制とすることで確認されました。

代表質疑については、市長の所信表明及び当初予算案についてのみ行われているが、当初予算案であっても、代表質疑を廃止して、通常の議案質疑のように取り扱えばいいのではないかと。議案質疑は1人概ね60分を目安として行われているが、当初予算案についても、それを適用すれば、不公平感が是正されるのではないかと。当初予算案に関しては、無党派の場合、答弁を含めてたったの20分しかない。議案に重さ軽さがあるというわけではないが、当初予算案は誰しも最も力を入れたいところで、実質20分では足りないという意見に対して、会派制をとっている以上、代表質疑は必要ではないかと。少数会派の場合は時間が足りないことは分かるが、代表質疑の問題は、議会運営そのものはもちろんのこと、当初予算案の提案の仕方、質疑の仕方なども掘り下げて全面的に議論しなければならない。何が平等かということに関わってくる問題で、短時間で議論できないなどの意見があり、議会基本条例を検討する中で再度議論していくことになりました。なお、代表質疑の時間設定については、議会運営委員会で協議していただくことになりました。

#### (9) 委員会の議案提案権について

地方自治法第109条第7項で常任委員会は議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りではないと規定されており、今後は、積極的に委員会として議案を提出していくことについて活用していくことになりました。

#### (10) 委員長報告のあり方について

報告後の質問や意見に対して、委員長として適切で誠意ある答弁に努めることとの意見に対して、委員長報告は委員会での議論があった旨きちんと本会議で報

告しており、質疑等に対して委員長個人の意見を言うわけにはいかないなどの意見があり、委員長報告については、現行通りとすることで確認されました。

#### (11) 議会運営委員会の委員について

無党派議員は委員に選任されない仕組みになっており、非常に特別な機関に映ってしまう。権限も責任も大きく聖域化している。市民に開かれた議会というものを司っていく場として、もっと当たり前の場にできないか。誰でも機会均等に参画できる状態でなければ、議会の民主主義というのが確保されるのか疑問である。その権限が絶大で、役割も大きく責任も重い議会運営委員会の委員として、誰もが4年間に1回はその責任の一端を担っていくということが、これからの議会運営であるという位置付けを松阪市議会として明確にしていくことが、議会改革のひとつであるという意見に対して、議会運営委員会をどんな構成にしていくのか、どのように運営していくのかについては、単に理念的な問題ではなく、全議員が納得できるような議会運営をきちんとやっていただけるような人選が当然必要となる。会派制がどうあるべきかを議論しないと解決しない。委員外議員として、委員会の許可があれば発言できるなどの意見があり、今後会派制も含めて検討していくとともに、委員外議員の発言については、議会運営委員会へさらに発言しやすいようにお願いしていくことになりました。

なお、委員外議員について、議会運営の申し合わせ事項の議会運営委員会の規定等の検証については、調整する必要がある、継続して検討していくことになりました。

#### (12) 常任委員会のあり方について

現状では1日に2委員会が開催されているが、平成18年に地方自治法が改正され、複数の常任委員会に所属できるようになった。その意義というものをどう捉えるか。多少整理に手間はかかるが、その方向性に道を開いた方が、より総合的な審議ができるのではないか。また、同時開催では傍聴もできないことから、1日1委員会の開催にしてはどうかという意見に対して、全議員が複数所属を希望したらどうするのか。全議員が希望したら、常任委員会でなく本会議を5日間開催すればよいのではという話にもなり、議会の構成を全部見直す問題が出てくる。複数所属はできるようになったが、その運用については、それぞれの議会で、現行の日程等も考慮に入れながら考えていかなければいけないなどの意見があり、議会基本条例の検討の中で議論していくことになりました。

#### (13) 陳情、請願の際の住民等の説明機会を持つことについて

できるだけ住民の議会への参加を拡充していくという意味において、一番直接的に改善、具体化できる項目である。責任ある審議をする意味においても、希望があれば関係住民等が趣旨説明を行い、議員からの質問等に答えたり、意見を述べるようにしてはどうかという意見に対して、開かれた議会、市民

密着という視点では、取り組んでいきやすい第一歩ではないかななどの意見があり、今後、積極的に検討していくことになりました。

#### (14) 公聴会・参考人制度について

委員会における公聴会、参考人制度は従前から条例に規定されているが、ほとんど開催されていない。この制度を積極的に活用していくことが、議会改革の要になってくるなどの意見があり、今後議会基本条例を検討する中で議論していくことになりました。

#### (15) 会派及び政務調査費について

議会基本条例を検討する中で議論していくことになりました。

#### (16) 審議能力、政策能力の向上を前提として、議会運営、行政ルール上の基本認識を共通のものとするについて

議会に求められるのは、審議能力、政策能力の向上である。例えば、修正案に賛成したにもかかわらず、本案にも賛成したり、請願の紹介議員になりながら、その請願に賛成しなかったり、そういうことでは、松阪市議会として基本ができていないということになり、また、市民に対する背信行為となる。これでは、どんなにいい条例を作っても、どんなにいいルールを作っても市民に開かれた議会とは言えない。その点は出発点として共通の認識にしていいただきたいという意見に対して、会派の中で絶えず討議、話し合いを持つというのが非常に重要であり、会派にはそういう利点がある。議員個々の姿勢の問題であるなどの意見があり、これについては、会派を問わずに、それぞれの議員間討論、意見交換をしながら、議員間同士でお互いに切磋琢磨していくことで確認されました。

#### (17) パソコン、パワーポイントの活用について

検索や調査をするために本会議場や委員会室にパソコンを設置する。または持ち込みを認めるようにしてはどうか。三重県議会で採用しているオーバーヘッドカメラなどで、傍聴者に見えるように、また他の議員にも共通の認識を得てもらうためにも必要な機能になってくるなどの意見に対して、将来的には必要になってくると思われるが、言論の府と言われている議会で、パソコンを導入して、画面を見ながらということが、本来の議会のあるべき姿なのか。言葉できっちり説明するのが、本来議論をしていく議会のあり方である。議論中にパソコンで検索や調査をしていてよいのか疑問である。目で情報を得るというのは、非常に説得力があるので、モニター画面での資料表示は是非ともやっていただきたいなどの意見があり、将来的には、分かりやすさや環境面で、少しずつ取り入れていく必要があると思われるが、引き続き検討をしていくことになりました。

#### (18) 議事録について

議場で不適切な発言があった場合に、発言の取り消しということで、議事録から削除されているが、削除は認めないこととし、謝罪とか不適切であったという発言は認めて、その事実も議事録へ掲載すればよいのではないか。また、漢字を誤読した場合も議事録では修正されているが、これもおかしいのではないかなどの意見に対して、議場では言葉の一言一言が大事な意味を持つので、しっかりと修正していくことが大切である。意図的ではなしに、誤読したり、誤って発言したものを修正できないとなれば、何のための議事録か分からない。きちんと正しい方向で残すべきである。あまり訂正を認めずに、議事録に残していくとなると、議会がその発言を認めたことになるという論理もあるので、訂正すべきところはきちんと訂正するべきであるなどの意見があり、今のところ大きな問題もないことから、現行通りとすることで確認されました。

#### (19) 委員会、委員会協議会の理事者側の出席の限定について

協議する事項に関連する部署だけに特化してもいいのではないかという意見に対して、答弁さえ正しくもらえればよいので、出席は理事者に任せた方がいいのではないか。理事者側の判断になるが、極力絞り込んだ中で、理事者の出席を求めた方がいいのではないか。全部署が出席では市民サービスの低下も心配される。常任委員会においては、議案を審議するという意味において、質疑に耐えられるよう、責任を持って出席いただくことは必要であるなどの意見があり、理事者側にも考え方がありと思われるが、このような意見があったことを理事者側に伝えていくことになりました。

#### (20) 委員会の委員選出方法について

常任委員会については、法定で1以上の委員会に所属できるが、特別委員会については、現行の方法では無会派の議員は運を天に任せる状態になっている。会派に入らなければ特別委員会に入れられないという不合理が生じている。委員会の所属を決定する際は、会派に所属しない議員が不利益を受けないよう、すべての議員から所属委員会についての希望をとり調整する。また、特別委員会については、他の委員会に所属できていない議員を優先して所属するようにするなどの意見に対して、希望通りにしてしまうと、会派の意見とか、集約が偏ってしまうので、会派で委員会委員の調整をするのは重要である。会派に定数を割り振って選ぶというようになっているが、無会派の議員をどのように扱うかという問題もあり、どうすれば公平になるのか、どうすればバランスよく議会として機能するのかを議論していく必要がある。現在、会派というものがあって、会派制があって、きちんとした人数を把握しながら、ルールに則って円滑な議会運営が行われている。無会派の議員が市民から負託を得ていることも事実であるが、議会運営委員会という機関の中で、会派の中から選出すると決まったことは事実であり、現在の議会運営が、会派制を主体として動いていることも事実として認識していただいた

い。まず、会派制について議論していかなければならないなどの意見があり、常任委員会の委員選出方法については現行通りとし、特別委員会については、議会基本条例を検討する中で、会派制の議論も含めて検討していくことになりました。

#### (21) 委員会視察について

委員会の視察は、課題の審査、審議の過程で必要が生じた場合に限り、審議に必要な調査として実施できるものとする。審議の過程の中で、どうしても視察しないと、この善し悪しの判断がつかないとか、どうしても見てこななければいけない事態が生じたときに調査に行くのが委員会の視察であって、勉強ではない。そういう必要が生じた場合に限り、審議に必要な調査として実施できるもので、2人程度で行けば十分である。予算ありき、視察ありきで慣例的な全員参加型の視察は廃止すべきであるとの意見に対して、委員会にとって必要な事項と思えばこそ、視察に行つて、みんなで意見を出し合つて、市政に反映できるよう、良い結果を出そうとしているわけで、決して予算ありき視察ありきで行っているのではない。確かに予算ありき視察ありきであつてはならないが、委員会視察はもっと行くべきであつて、委員会の意思、資質の向上など、そういった意思統一を図っていく意味においても有意義である。調査権が保障されており、その権限は大いに活用できるよう、生かせるような方向で考えればよいなどの意見があり、今後は、いろんな工夫の仕方も含めて、検討していくとともに、各委員会でも議論していただくことになりました。

#### (22) 議会運営委員会での継続協議について

いろんな形で、継続して検討していくというケースで終わってしまうことがある。最終的には何らかの答えを導き出すべきではないのかという意見があり、議会運営委員会へそのような意見があつた旨伝えていくことになりました。

#### (23) 特別委員会について

新たな課題の発生の都度、随時、迅速かつ積極的に通年的な特別委員会を設置してはどうかという意見に対して、どうしても必要ということであれば、提案をしていくべきで、必要かどうかは議会全体で議論していくことになる。議会全体で論議するという方法は、何も閉ざされていない。その都度問題が出てきた場合に特別委員会を設置すればよい。特別委員会については、委員会構成や会派の問題もあり、基本条例の中で早く解決していかなければならないなどの意見があり、議会基本条例を検討する中で議論していくことになりました。

#### (24) 市議会だより編集委員会について

議会だよりを充実すべきであるとの意見に対して、今議会が情報発信できるのは議会だよりしかない。一般質問が中心ではなく、議会でどのようなことが行われ、どのような内容なのか、その議会全体を市民の方に知っていただくという大

事な役割を持っている。議会のポリシーを広報していくツールとして、どう位置付けていくかは、議会基本条例の中でも重要なものになるなどの意見があり、市議会だより編集委員会で議論していくことになりました。

#### (25) 委員会協議会について

委員会協議会の中には不要なものも多々あると思われる。事前説明を行う必要があるのかなどの意見に対して、委員会協議会を開催し説明することによって、議会へ報告したということになっていくシステムが問題で、議案説明とか提案説明のシステムの問題と合わせて、かなり再検討の余地がある。委員会協議会を開催するときのルールが厳密ではなく、議会に説明をしておけば、一旦クリアするというような考え方もどこかにあり、様子見のような協議会というのはやめるべきである。事前審査に当たるかどうかも含めて、ルールづくりが必要である。正副委員長への事前説明は、協議会の運営上、必要であると思われるが、開催の是非については正副委員長に委ねてもいいのではないかなどの意見があり、今後、事前説明も含めた委員会協議会開催のルールづくりを行い、その取り扱いを明確にしていく必要があると確認されました。

#### (26) 配付資料のあり方について

資料が二重に配付される場合があり、どうなのかという意見に対して、確かに資料が重複して配付されているものがあり、処分するにも困るなどの意見があり、重複配付については事務局でも注視しながら、処分についても事務局で検討していくことになりました。

#### (27) 議員報酬について

報酬条例、報酬審議会のルールの再検討が必要ではないか。報酬審議会を市長の諮問機関ではなく、議長の諮問機関にすればどうか。市民の関心度が一番高いのが議員報酬であり、財政難の折、議員自らが身を切らなければならないなどの意見に対して、議員の給料、待遇を議員自らが決めるのではなく、市民が決める仕組みをつくるべきである。安ければそれでいいという問題ではなく、プロの議員として議会の活動に徹するということが非常に大事である。議員報酬が市民の関心の一番高いものであってはならない。議員がどれだけの仕事をやっているのかということが最大の関心事になるよう努力すべきであるなどの意見があり、さらに時間をかけて議論していく必要があると確認されました。

#### (28) 議員定数について

議員報酬と同様に、さらに時間をかけて議論していく必要があると確認されました。

### (29) 議会費について

議会費の予算案は、形式的には議会で調製したということになっているが、もっと実質的に議会費のあり方について、決定していく流れの中で、それぞれの段階で議論、検討していくべきではないのか。議会費において、シーリングは設定するにしても、予算における重点部分など、早い段階から議論していくべきである。議会費の予算枠の中で、ある程度それに連動した形で議員報酬のあり方についても考えていかなければならないなどの意見に対して、新たなシステムをつくっていく必要がある。報酬と議会の必要経費は総額で考えるべきではないなどの意見がありました。

### (30) 市民に開かれた議会について

議会傍聴者へのアンケートの実施や、ケーブルテレビによる議会放映の拡大、インターネットによる本会議及び委員会の中継、夜間、日曜議会の開催、さらには、公聴会や意見聴取会などの開催についての意見がありました。アンケートにつきましては、市民の声を聞くための意見箱を設置することについて検討をしていくことになりました。ケーブルテレビによる議会中継の拡充については、放映の内容や費用対効果等を考慮しながら検討していくことになりました。また、インターネット中継については、ユーストリームにより定点カメラでの中継は実施可能であるが、配信内容や実施時期については、改めて調査・検討していくことになりました。夜間、日曜議会の開催については、他市の実施状況を勘案すると、決して効果があるとは思えないとの意見が確認されました。公聴会や意見聴取会などの開催については、議会基本条例を検討する中で議論するとともに、前向きに議会基本条例へ盛り込んでいくことで確認されました。

### (31) 市議会モニター制度の導入について

今すぐに必要というわけではないが、議会でモニターを数人公募し、一定期間、議会を傍聴していただいて、それに対するコメントをいただくのはどうかとの意見に対して、モニター制度よりも、まずはいろいろな市民の方々から意見をいただけるような窓口をしっかりと広げていくことが大切ではないかななどの意見があり、もう少し状況を見て判断していくことになりました。

### (32) 海外視察について

市議会議長会の主催行事等、慣例化した海外視察は、調査という目的に反するので実施すべきではないなどの意見に対して、事情によっては、行かなければならないことも出てくるのではないのか。廃止と決めるのではなく、その都度検討されてはどうかなどの意見があり、議長会主催のものは凍結していく方向で検討するとともに、松阪市独自で調査が必要であるときは、その時に、その必要性を議論していくことになりました。

### (33) 研修会の実施について

新人議員のための研修会の開催や議員研修の積極的な実施についての意見に対して、今の議会に相応しい内容でやっていただきたい。これまでのように、就任時だけ行うのではなく、時期的な工夫もしながら、実施していけばよいのではとの意見があり、予算の問題もあるが、講師の選定も含めて、検討していくことになりました。

### (34) 議会事務局体制について

分権時代における調査対応力の充実や法務等専門的な職員の配置など、議会事務局の体制強化が求められていることから、引き続き議会事務局体制の充実・強化を要望していくことになりました。

### (35) 質問主意書制度について

一般質問などの中で、自分自身の確認事項としたい場合などがあることから、質問主意書制度を設けてはどうかとの意見があり、議会基本条例を検討する中で議論していくことになりました。

## 4. 議会改革検討委員会の今後について

議会改革検討委員会は、本市議会をより活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指し、今後の議会のあり方及び当面の諸課題について検討することを目的に、松阪市議会会議規則第106条に規定する「協議又は調整を行うための場」として設置されたところであり、この目的を達成する手段のひとつとして、議会基本条例の制定を視野に入れ、全議員から提出されました議会改革検討項目を各委員が納得のいくまで話し合い、慎重に審議されてきたところであり、

昨年の7月5日に開催されました第6回議会改革検討委員会におきましては、議会基本条例の制定はもとより、議会改革の検討項目を議論するに当たり、決定等に関してスピードアップが図れるということから、本委員会の議論を受け継ぐ形で、松阪市議会委員会条例第5条に規定する「特別委員会」を設置していくということが確認されました。

さらに、昨年の11月22日に開催されました第11回議会改革検討委員会におきましては、継続審議中の検討項目も含め、議会基本条例の制定を主たる目的とした特別委員会の設置を今年度中に行うことについて、委員全員の意思統一が図られたところであり、

1月24日及び25日に行われました第15回及び第16回議会改革検討委員会におきましては、特別委員会のあり方、委員の構成などについて、集中的に議論を行い、いろいろな意見も出たところではありますが、議員全員が何らかの形で参画していくことが重要であるという意思確認がなされたところであり、

また、この特別委員会は、議会基本条例の制定を主たる目的としており、すべて

の議員にかかわる問題であることから、委員構成については、全議員の意見を聴く必要があることに鑑み、2月14日に、議員全員懇談会を開催させていただいたところであります。

2月15日の第17回議会改革検討委員会においては、議員全員懇談会での意見を最大限に尊重した中で、特別委員会の委員構成については、全議員を特別委員会の構成員とし、その下に人数を特定した作業部会を組織していくことが適当であると確認されたところであります。

このようなことから、本委員会の全委員の一致した意見として、議会基本条例の制定を主たる目的とする特別委員会を設置するとともに、委員構成については、全員参加型（作業部会方式）とするよう、ここに要望いたします。

## 5. おわりに

地方分権の進展に伴い、市民の代表である議会及びその議員の果たすべき役割や責務は、ますます増大していますが、議会がその役割を果たすためには、その機能の拡充を図っていくことが必要であります。

松阪市議会におきましても、市民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮するとともに、議会機能の拡充を図り、市民の負託と信頼にこたえていくことが求められています。

本委員会における議論の中でも、市民に開かれた議会として、議会活動の透明性の向上を図るため、積極的な情報公開はもとより、議員間討論や公聴会、意見聴取会、議会報告会、また、議会の権限・機能の強化において、多くの積極的な意見が出され、委員全員が、その必要性は十二分に認識しているところであります。

このようなことから、特別委員会設置の主たる目的である議会基本条例を制定していくに当たっては、議会基本条例の検討の中で議論していくとした項目や市長の議会改革に向けての提言も踏まえた中で、これからの議会のあり方、あるべき姿として、会派制の問題も含め、議会運営をどのように行っていくのか、どのようにすれば、より公平・公正な議会運営ができるのかについて、慎重に議論を行うとともに、明確に位置付けていく必要があります。

今後は、議会基本条例を制定することによって、二元代表制の一翼を担う議会が、市民の負託と信頼に的確にこたえられるよう、また、市民に開かれた議会となるよう、議会改革をさらに推進していくとともに、特別委員会においては、議員一人ひとりが議会改革に積極的に関与していく決意を持って、さらなる議会改革に向けて、議論が交わされていくことになると思いますが、いずれにしましても、この議会改革検討委員会で議論されたことが、その特別委員会に受け継がれ、松阪市議会の議会改革のさらなる第一歩として、また、ひとつのステップとして、しいては、市政の発展に寄与することを願ひまして、議会改革検討委員会の審議結果報告といたします。

## 審議経過

区分	日程	時間	場所	審議内容
第1回	平成22年 2月23日	自 午後 5時35分 至 午後 6時25分	第1・第2委員会室	正副委員長の互選について その他
第2回	平成22年 3月29日	自 午前10時02分 至 午前11時34分	第1・第2委員会室	今後の進め方について その他
第3回	平成22年 5月 7日	自 午前10時01分 至 午後 0時08分	第1・第2委員会室	項目の整理について 改革の方向性について その他
第4回	平成22年 5月20日	自 午前10時00分 至 午後 3時44分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第5回	平成22年 5月31日	自 午後 1時01分 至 午後 5時02分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第6回	平成22年 7月 5日	自 午前10時00分 至 午後 3時40分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第7回	平成22年 7月21日	自 午前10時00分 至 午前11時24分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第8回	平成22年 8月19日	自 午前10時01分 至 午後 3時55分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第9回	平成22年10月18日	自 午前10時00分 至 午後 3時40分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第10回	平成22年11月 2日	自 午後 1時30分 至 午後 3時50分	ハートフルみくも スポーツ文化センター	各項目について その他
第11回	平成22年11月22日	自 午後 1時30分 至 午後 2時46分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第12回	平成22年12月22日	自 午前10時00分 至 午後 3時44分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第13回	平成23年 1月 7日	自 午前10時00分 至 午後 1時52分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第14回	平成23年 1月11日	自 午前10時00分 至 午前11時32分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第15回	平成23年 1月24日	自 午前10時01分 至 午後 1時20分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第16回	平成23年 1月25日	自 午前10時00分 至 午前11時30分	第1・第2委員会室	各項目について その他
第17回	平成23年 2月15日	自 午前10時01分 至 午前11時48分	第1・第2委員会室	各項目について その他